

第 12 次鳥獣保護管理事業計画の策定について

1 第 12 次鳥獣保護管理事業計画について

- 鳥獣保護管理事業計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 4 条第 1 項に基づき、各都道府県において鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（以下「国の基本指針」という。）に即して策定する 5 か年の計画であり、現行の第 11 次計画が平成 29 年 3 月末までとなっており、今回の策定する計画は第 12 次計画となる。

2 計画の概要

- この計画は、野生鳥獣（鳥類及び哺乳類に限る。）の保護管理と狩猟制度に関する事項として、下記の項目について定めている。

- ① 狩猟の実施を制限する区域指定
- ② 鳥獣の捕獲許可
- ③ 特定鳥獣保護管理計画
- ④ 鳥獣の調査
- ⑤ 傷病鳥獣の保護及び管理等についての方針や事業の実施計画等
- ⑥ 法等で規定されていない許可基準など

（注）国は、鳥獣行政に係る諸問題に対応するため、現在、国の基本指針を審議中であり、今年 10 月に改定版を告知する予定である。

県は、改定基本指針に盛り込まれた内容を基に計画を策定する。

3 第 12 次鳥獣保護管理事業計画（案）について

第 12 次鳥獣保護管理事業計画に新たに盛り込む内容については、下記のとおりである。

第 12 次鳥獣保護管理事業計画の策定の考え方

項目	現行計画	次期計画
名称	第 11 次鳥獣保護管理事業計画	第 12 次鳥獣保護管理事業計画
計画期間	計画期間 ・ H24. 4. 1～H29. 3. 31(5 ヶ年)	計画期間 ・ H29. 4. 1～H34. 3. 31(5 ヶ年)
鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	鳥獣保護区の指定（県指定） 67 箇所 25, 265ha 休猟区の指定 3 箇所 1, 785ha	・ 計画期間中に変更予定の鳥獣保護区について今年度調査を実施。 ・ 現地調査の結果を踏まえ、保護の目的、配置等を検討。
鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	・ 放鳥により、自然界で繁殖し生息数の増加を図る目的でキジの放鳥を実施（100羽/年）	・ 放鳥事業は、その効果と影響を勘案して、見直しを含めた慎重な対応を行う。
鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	以下の目的の場合に許可 ① 学術研究 ② 生活環境、農林水産業等の被害の防止 ③ 特定計画に基づく個体数調整 ④ その他特別な事由	・ 同左について、国の基本指針に基づき内容を検討
鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	・ 鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため下記の調査を実施 ① 鳥類生息分布調査 ② 希少鳥獣等保護調査 ③ ガン・カモ類等調査 ④ 狩猟鳥獣生息調査 ⑤ 有害鳥獣等対策調査	・ 同左について、国の基本指針に基づき内容を検討。 ・ 国の収集した捕獲情報等を収集・整理することにより、鳥獣保護管理事業の評価の記載。 ・ 調査内容について解析し、データの活用について記載。
その他	・ 傷病鳥獣救護について、弥富野鳥園を中心として、市町村、獣医師、自然保護団体等との連携について記載。	・ 同左について、その体制の実効性について検討。

4 今後のスケジュール（案）

H28	6月22日	環境審議会に諮問（文書諮問）
	27日	自然環境保全部会へ付託
7月	4日	自然環境保全部会開催（検討開始）
	20日	第 12 次鳥獣保護管理事業計画検討会（第 1 回）
H29	1月17日	パブリックコメント（2月15日まで）
	2月27日	第 12 次鳥獣保護管理事業計画検討会（第 2 回）
3月2日	自然環境保全部会開催（環境審議会へ報告）	
3月中	環境審議会答申（文書答申）	
3月中	計画公表及び環境大臣報告	